

畝傍橿原教会による「会員募集」

外池昇

はじめに

- 一、「規約」「会則」
- 二、『大和国高瀬道常年代記』
- 三、『橿原神宮史』
- 四、奈良県庁文書『奈良県行政文書講社教会所』
- 五、「会員募集」の足跡
- 六、阪正臣の訪問
おわりに

著者はすでに「奥野陣七と神武天皇―神武天皇陵と橿原神宮の周辺―」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第二十七輯、平成二十一年十二月（以下、前稿という））を著し、明治期にあつて神武天皇陵（奈良県橿原市大久保）に近接して報国社、後に畝傍橿原教会を構え、神武天皇陵への参拝者を誘引した奥野陣七の生涯を追った。脱稿後も著者の奥野陣七への関心はなお継続したが、それは、奥野陣七の足跡からは、明治期において天皇による祭祀の体系に陵墓祭祀が組み込まれてゆく過程を、いわば民の側の視点からよくみることでできると考えたからである。

本稿では、その奥野陣七による畝傍橿原教会の「会員募集」の様相についてみることにしたい。

一、「規約」「会則」

本稿ではまず、畝傍橿原教会の規約の類をみることにしたい。前稿では畝傍橿原教会やその前身である報国社、また奥野陣七について、その歴史的経緯を紐解くことに重点を置いたが、

本稿ではむしろ同時代的視点に重点を置いて畝傍檀原教会をみることにしたい。そこからは、きつと前稿とは異なつた奥野陣七や畝傍檀原教会の姿が浮かび上がってくると思われる。『畝傍檀原教会規約』（著者所蔵）には「畝傍檀原教会規約」（以下、「規約」という）と「会則」が収められている。次の通りである。

史料Ⅰ 明治二十二年十月十六日「畝傍檀原教会規約・会則」

（表紙）

明治二十二年十月十六日御認可

畝傍檀原教会規約

畝傍檀原教会本院

印

販売嚴禁

畝傍檀原教会規約

第一章

総則

第一條 本會ハ神武天皇御神靈ヲ奉崇シ畝傍檀原教會ト称ス

第二條 本會ハ敬神尊皇ノ道ヲ奉シ神德皇恩報本反始ノ誠ヲ尽シ赤心報國倭魂ヲ振起セシム

ヲ以テ本旨トス

第三條 畝傍橿原ノ地ハ太祖神武天皇創業ノ勝地ニシテ殊ニ天皇御靈鎮座ス御陵ナレハ苟モ皇國ノ人トシテ誰カ振古ノ鴻恩ヲ報セザランヤ依之報酬ノ為メ御陵參拜ノ方法ヲ設ル事但大祖御陵ヲ始奉リ御歷代御陵墓ハ万事宮内省ノ直轄ナルヲ以テ本會ハ御陵崇敬ノ法ヲ設ルノミニシテ御陵ニ對シ一切寄附勸財ハ致サザルモノナリ

第二章

位置

第四條 本會ハ奈良縣大和國高市郡白橿村ノ内畝傍山麓ニ本院ヲ置東京府下ニ大遥拝所及中本院ヲ置教務一切ノ事務ヲ取扱モノトス

第五條 各府縣下便宜ノ地工漸次遥拝所并分支教會所ヲ設置スルモノトス

第三章

役員及會員名称

第六條 本會役員名称左ノ如シ

- 一 教長 有爵華族ニシテ名譽教正ナルモノヲ以テ之ニ充ツ
- 一 副教長 本會有効者ニシテ教正以上ナル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 正副會長 本會有効者ニシテ講義以上ナル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一 教師 一等ヨリ七等ニ至ル
- 一 督事 一等ヨリ五等ニ至ル

一 結社係 一等ヨリ七等ニ至ル

但事務章程會則等ハ別記ニアリ

第七條 本會地方役員名称左ノ如シ

一 大取締 一國或ハ數郡ニ一員ヲ置幹事以下ヲ誘導シ結収ノ大體ヲ綜覈宣揚スルヲ

掌ル門閥德望殊絶ナルモノヲ以テ之ニ充ツ

一 幹事 部内町村教會ノ諸事ヲ擔任監督ス地方人望才幹アル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 副幹事 所掌幹事ニ同シ

一 取締 凡二百戸ニ一員ヲ置規約諸規則ヲ諳熟シ説教聴衆ヲ誘獎スルヲ掌ル方正

ニシテ才幹アル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 副取締 所掌取締ニ同シ

一 世話係 取締ヲ輔ケ結収入社ノ事務ヲ掌ル善ヲ好ミ幹旋^(幹)ノ器識アル者ヲ以テ充

一 副世話係 所掌世話係ニ同シ

第八條 入會員ハ名譽員特別員通常員ノ三種トス

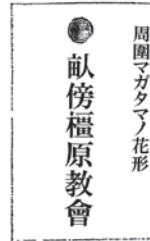
第四章 入會

第九條 本會へ入會セント欲スル者ハ官民縑素ヲ問ハス尊皇報國ノ志ヲ以テ世話係ヲ經テ入

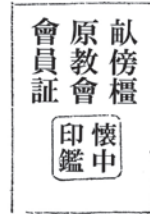
会スヘシ

但入會員へハ直ニ門標印鑑等ヲ呈與スヘシ

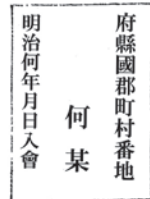
門票雛形



印鑑雛形



同裏面



第十條 印鑑ハ會員ノ証ナレハ御陵參拜ノ節ハ必ス携帯スヘシ門票ハ入會ノ證ナルヲ以テ門戸ノ入口ニ帖置クヘシ

第十一條 會中ノ者ハ同心協力ノ信義ヲ以テ漸次金穀ヲ畜積シ會中非常ノ凶災ニ備ヘ互ニ貧困ヲ相救ヒ相助ケ又協會費等ニ充ツヘシ

但シ講社積金ニ托シ會中ノ者猥リニ勸財スヘカラス

第十二條 會中御陵參拜ノ節道中ニ於テ疾病或ハ盜難等ニ罹リ若一時通行困難ヲ極ルノ節ハ篤ト其情實ヲ察シ入會印鑑ヲ證トシテ其宿ヨリ御陵參拜又ハ帰國相成ノ方法ヲ豫テ本會ト諸道中旅宿屋トノ間ニ於テ締約シ最モ帰國ノ上負債ハ格別ノ恩金ナレハ速ニ返納スヘシ

但會員中発足ノ前取締世話係ノ内ヨリ參拜者ノ連名ヲ本會ヘ通知スヘシ其郵税ハ會費

ノ内ヨリ支拂ヘシ

第五章

教式及布教

第十三條 毎年四月三日二月十一日結社式執行毎月十一日小式執行スルモノトス

第十四條 會中ノ者死亡スルハ其者ノ履歴ヲ記シ印鑑ニ添ヘ尚写真油繪等アラハ添テ本會

ニ送ルヘシ本會ニ於テハ招魂壇ニ鎮祭シ永ク其靈魂ヲ慰春秋ノ靈祭執行ハ無窮ニ之ヲ行フ
ヘシ

第十五條 説教ハ會中ノ便宜ニ從ヒ家事ノ緩急ヲ量リ其定日ヲ増減執行スヘシ

但説教ニ托シ産業ヲ妨ルノ弊ヲ生セサル様能ク注意スヘシ

第十六條 會中冠婚葬祭疾病艱難ハ互ニ補助シ万事懇親ヲ尽スヘシ

第十七條 會中孝子貞婦義僕アラハ其事由ヲ本會ヘ申告スヘシ

第十八條 會中ニ奇特善行者アルハ其旨ヲ神前ニ奏上シ本部工上申シ猶其事實ヲ各教会所

説教所等ニ旌表スヘシ

但其本人工ハ應分ノ賞与ヲナスヘシ

奈良縣大和國畝傍山麓

畝傍檀原教會本院

印

當分ノ内

神武天皇御陵門前ニ仮事務所ヲ置

畝傍檣原教會結社スル所以ノ本旨ハ三條ノ教憲及本教々規教會規約ニ則リ文明ノ地ヲ裨ケ朝旨ヲ遵奉シ神德皇恩ヲ知ラザルノ人民ナカラシメ神州固有無上至尊ノ國體ヲ辨知シ益々尊皇愛國ノ忠志ヲ奮起セシムルヲ要ス且暮其身ヲ脩メ其職業ヲ勤務スルハ人世最第一ノ本分ナルハ言ヲマタス社中合同聯和戮力シテ其業ヲ奨勵シ物産ヲ起シ以テ富強ノ基礎ヲ鞏固スルヲ要ス惟神ノ大道ハ造化ノ神理天地ヲ貫キ万古ニ亘リ缺ルルヲ无ク易ルルヲ无シ苟モ其實ヲ得レハ簡易直截人々常ニ履常ニ行テ自ラ知ラサルモノ是ナリ實ニ天地ノ大經無上ノ真教タル所以ヲ明ニシ^シ大祖ノ御神靈ヲ奉崇シ赤心報國ノ意思ヲ貫徹シ顯ニハ忠信孝貞ノ人トナリテ其本分ヲ尽シ幽ニハ坦然神域ニ帰シ天神ニ復命スルルヲ知リ各安心立命ノ地ヲ得顯幽祥善ノ真福ヲ享シムルヲ以テ本領トナス

第一條 會員エハ會費領受ノ為メ御陵真景等ヲ呈与スヘシ

但初年ハ神武天皇御陵真景ヲ二年目ヨリ六帝以上ノ御陵真景ヲ呈与シ十五ヶ年ニ残ラス呈

與スヘシ 尤豫テ起原主ノ其筋ノ認可ヲ得テ發行スル圖書ニ限ル

第二條 入會員ハ名譽員特別員通常員ノ三種トス

第一項 名譽員トハ有爵有位ノ貴紳ヲ云

第二項 特別員ハ一ヶ年金貳拾錢以上納ムルモノヲ云

但一時金貳円以上納ムルモノハ毎年本會祈念璽御陵真景ヲ呈与スヘシ

第三項 通常員ハ一ヶ年金五錢以上納ムルモノヲ云

但赤貧ニシテ定額ノ金納メ難キ者ト虽氏其厚志ニ依テハ通常員同様ノ取扱ヲナスモノトス尤隨喜員ト称ス

第三條 特別員ヨリ毎年收納スル金額ハ左ノ如シ

第一項 收納金十分八ヲ積立金トシ教會本院内エ參籠所ヲ建築シ御陵參拜ノ便宜ヲ計リ尚漸次畝傍山麓ノ民地ヲ買求メ大公園ヲ設歷代天皇御陵真景ノ遙拝所ヲ建築シ猶第五條第六條ノ費用ニ充ツ

第二項 收納金十分二ヲ以テ御歷代天皇御陵參拜道ノ枝折獨案内等ヲ編輯シ廣ク參拜者ノ便宜ヲ計ルモノトス

第三項 前記ノ如ク取扱ニ付右金円ハ奈良縣第六十八國立銀行ニ預置モノトス

第四條 通常員ヨリ毎年收納スル金額支用ハ概畧左ノ如シ

第一項 收納金十分一ハ該町村取締世話係ニ預ケ置毎年四月三日御祭典ニハ其地方ニ於テ遙拝神饌等ノ手當トス

第二項 收納金十分二ハ本院及分支教會所大中小教式執行等ノ費ニ充

第三項 收納金十分四ハ入會員工授與スヘキ物品製ノ費用ニ充

第四項 收納金十分三八本院并分支教會所教費及雜費等二充

第五條 上古神武天皇宇陀下津縣ノ御古跡同天皇御即位ノ始メ鳥見ノ山中ニ於テ皇祖天神ヲ祭給フ鳥見靈時ノ御旧趾及稗田阿礼主ノ古跡等ニ紀念碑ヲ建築スルモノトス

第六條 文久三亥年八月王政復古ノ魁タル大和義拳ヲ始メ勤皇ノ為メニ亡命シタル義士ノ灵魂合祀ノ神殿ヲ教會本院内ニ建築スルモノトス

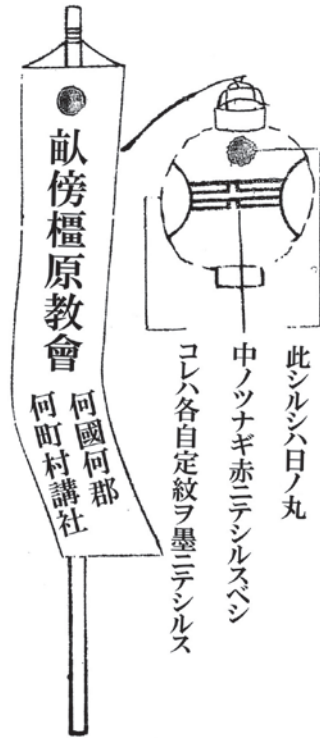
但其都度其筋ノ認可ヲ請フヘシ

第七條 從來各府縣下ニ神式天皇御陵真景杯ト唱奸商等異様ノ偽物ヲ以テ諸人ヲ欺ク者有之由却テ御陵ノ神威ヲ汚スヲ畏ル因テ其真偽ヲ知ラシメン為メ本會出張員ハ必ス派遣ノ証ヲ携帯シテ之ヲ明瞭スヘシ

第八條 各宿驛旅舎ハ篤実ノ者ヲ精撰シ畝傍榎原教會定休泊所ト大書シタル目印ヲ戶外ニ掲ケ置クモノトス

但單身獨旅タリト印鑑ヲ携帯ノ者ハ成丈廉價丁寧ニ取扱フヘキ規約相設置候事

第九條 會中提灯及参拝ノ節途中目印ノ幟等用ルコトアラハ左ニ掲ル圖ノ如ク製フヘシ
但臨時出火或ハ騷擾ノ事故アル節目印ノ為メ携モ妨ケナシ



第十條 本會重大ノ件及規約會則等改正ノ節ハ衆議ヲ遂其筋ノ認可ヲ請フヘシ

教長正五位子爵大教正 本莊宗武

副教長少教正 川本正胤

監査主務權大講義 奥野陣七

「規約」「会則」から窺うことができる畝傍樞原教会は、神武天皇の「御神靈」「御靈」が鎮座する神武天皇陵への「崇敬」や参拝がより充実になされるための諸条件をよく備えるものである。しかもその組織の規模は明らかに全国レベルのものが念頭に置かれている。

次章以降では、この「規約」「会則」にみえる畝傍檀原教会のいわばあるべき姿と、主に「會員募集」を通じてみた畝傍檀原教会の現実のあり様について、何点かの史料を抛り所として明らかにすることにしたい。理念と現実との比較などとは如何にも陳腐な方法である。しかしそれでも敢えてこの方法を採用するのは、前稿でも明らかにしたように、畝傍檀原教会の活動は、神武天皇陵と檀原神宮といういわば国家神道の根幹が実体として眼前に在るという状況から決して逃れ得ないことと、それにもかかわらず自らは教派神道である大成教に属する一教会としての活動以外の途はあり得ないという立場にあることとの狭間にあつたために抱え込んだ矛盾を、能う限り明確に描きだそうとしたことによるものである。

二、『大和国高瀬道常年代記』

幕末に大和国十市郡荻田村（奈良県桜井市生田^{おいだ}）の庄屋等をつとめ、その後も生涯の多くの部分を大和国で過ごした高瀬道常（文政三〜明治二十四）は、嘉永五年から明治二十四年まで「大日記」（全二十九冊）を著した⁽²⁾。

その「大日記」には、報国社・畝傍檀原教会や奥野陣七、また神武天皇陵についての記述が散見される。これは、高瀬道常が生活した荻田村と神武天皇陵とが距離のうえでさほど離れて

いないことの反映であろう。

「大日記十四」は明治十五年一月から同十二月までについて記すが、そこには神武天皇陵について次のようにある。

史料Ⅱ 明治十五年「神武天皇陵にて普請」

一神武天皇山陵昨年より何歟普請相始ル、此度聞処ニ寄レハ、右ハ駿河国某発起全国戸数江式銭宛寄附ヲ募リ、見込拾弍万円ノ金ヲ以凡勅使ノ間神楽堂ハ勿論鳥居前御休所ヲ始官員役員詰夫々自宅等設置ノ場所広大ニ取設、右宮繕入費八万余ハ成就之上係役員世話人等之手当の趣ヲ以、近在世話各持丸人丸從五六名大工棟梁葛下郡王子村箱庄亦同村石工等成就之上ハ格別之月給御取立、其上山陵図絵等全国一般ニ売出等之見込ニ而、資財悉質物ニ入当春過迄諸職大勢参り普請ニ有しか、いつの程か右発起人行衛不知ニ付、右建物敷嶋社神道四派名百円計ニ売払、耆人前凡弍十円計配当、各産業ヲ失ひたりと、此山陵ニハ折々山師出掛ナリ⁽³⁾、

これによると、前年の明治十四年から神武天皇陵で「駿河国某」の「発起」による普請が始まり、「見込」としては「拾弍万円」で、「勅使ノ間」「神楽堂」「鳥居前御休所」、また「官員

役員詰夫々自宅等」を建設することになっていて、その「営繕入費八万余」は「成就」してからの「係役員世話人等之手当の趣」とされ、「近在世話各持人丸從五六名大工棟梁葛下郡王子村箱庄亦同村石工等」は「成就之上ハ格別之月給御取立」であり、「資財悉質物ニ入春過迄諸職大勢參り普請ニ有」った。それが「いつの程か右發起人（引用註、「駿河国某」）行衛不知」というのであるからこれは大変な事件である。いくら「右建物敷嶋社神道四百円計ニ売払、壹人前凡弍十円計配当」といつても、「各産業ヲ失ひたり」とは当然の成り行きであろう。

そうしてみると、「此山陵ニハ折々山師出掛ルナリ」とは、まさに「大日記」の著者高瀬道常によつて神武天皇陵に群がった人びとに向けられた偽りのない評価であつたということができよう。また、「山陵図絵等全国一般ニ売出等之見込」とは、いかにも報国社・畝傍檀原教会による神武天皇陵をめぐる刷物・書籍の類を髣髴とさせるが、そのような刷物・書籍の類を「売出」したのは何も報国社・畝傍檀原教会に限つたことではない。神武天皇陵に接して営まれた結社等の多くはそのような刷物・書籍の類を發行して參拝者の獲得に力を注いでいたのである。

しかしそれにしても、この神武天皇陵における「何歟普請」とは一体何だったのであるうか。これは神武天皇陵の兆域内の「普請」ではない。「勅使ノ間」「神樂堂」「鳥居前御休所」「官員役員詰夫々自宅等」といつた神武天皇陵周辺における諸施設の「普請」である。そこにこそ「山

師」の関与の隙があったのである。

明治十八年一月から同年十二月までについて記した「大日記十七」にも、神武天皇陵をめぐる動向に関する記述がみえる。

史料Ⅲ 明治十八年「神武天皇御陵所前教会副長につき損毛」

一 曾我井村正作御一新ニ至テモ役好ニ而、数村之戸長其外色々役向ニ携り盛ニ有しが、大ニ疲弊及び金談ニ来而言、戸長杯全盛成者八年ニ貳三百円の懐ろ荒ス故、人望ヲ取会計上ニハ甚害あり、扱小子之次第ハ先年当国御順幸之際役員ニありて、南良・初瀬・吉野其外古器古書画等取調、今井行宮ニ於入御叡覽付而ハ、自分不図好ニ成書画ヲ求ニ付而ハ、別座敷新築并長屋蔵ヲ立大ニ費し、吉の川切抜國中へ水ヲ引、或ハ奈良県ヲ再県ヲ成願、或ハ神武天皇御陵所前へ教会ヲ設ルニ付副長ト成、或ハ角カヲ興業何れも貳三百円宛ノ損毛ニありし、中ニも地籍改正ニ付絵図方拾五人ヲ抱主長ト成、二十四ヶ村ノ村絵図ヲ請取、漸次図引史ニ至り規則改正ニ成、是ガ為千何百円ノ損失ヲ生し、就二者今日貳三千円借財ヲ醸し困却セリト云⁽⁴⁾

ここでは、「神武天皇御陵所前へ教会ヲ設ルニ付副長ト成」とあるのが注目される。正作は

「損毛」「損失」の原因をいくつも挙げているが、「教会」^(教)もそのひとつに数えられているのである。史料Ⅱ・Ⅲを並べてみると、神武天皇陵の周辺にはこの頃「山師」が蝟集するとともに「教会」も設けられ、周辺の人びとに大きな影響を与えるに至っていたことがよく窺える。もつとも、この「教会」が、奥野陣七による報国社を指しているのかどうかは不明というほかはないが、それでも奥野陣七の名が「大日記」にみえるまでにはあと幾許もない。

明治二十二年九月から同年十二月までについて記した「大日記」には、次のようにみえる。

史料Ⅳ 明治二十二年九月〜十二月「報国社社長奥野陣七」

一 柏原^(樞)ノ宮址宮繕、此節盛ナルニ付テハ、此回神武天皇前ナル報国社々長奥野陣七并川本^(陣)
 教正等^(正胤)ノ発起ニテ、今度御陵参拝者ノ便利ヲ計ル為、畝傍^(ウネヒ)柏原教会所ナル者ヲ御陵ノ傍ニ
 建築シ、尚此辺ニ一大公園ヲ開キ、次テ歴代天皇陵遥拝所并文久三年国事ノ為ニ斃レタル
 中山忠光卿其他天誅組ニ加ハリ居リシ諸士数十名ノ精霊ヲ合祀スベキ神殿ヲモ建設ストノ
 事ナリ⁽⁵⁾

「大日記」は、奥野陣七の名をはじめここに記す。これによると、奥野陣七は樞原（柏原）宮址の「宮繕」に携わるとともに、川本正胤とともに「発起」となって、神武天皇陵へ

の「参拝者ノ便利ヲ計ル為」に畝傍檜原教会（「畝傍柏原教会所」）をその傍らに建て、さらに「一大公園」を開設し、次いで「歴代天皇陵遙拝所并文久三年国事ノ為ニ斃レタル中山忠光卿其他天誅組ニ加ハリ居リシ諸士数十名ノ精霊」を「合祀」する「神殿」をも建設するというのである。

右の「大日記」の記述からは、史料Ⅰ明治二十二年十月十六日「畝傍檜原教会規約・会則」の「会則」第三条第一項に「教会本院内工参籠所ヲ建築シ御陵参拝ノ便ヲ計リ尚漸次畝傍山麓ノ民地ヲ買求メ大公園ヲ設歴代天皇御陵真景ノ遙拝所ヲ建築シ」とあること、また同第六条に「文久亥年八月王政復古ノ魁タル大和義拳ヲ始メ勤皇ノ為メニ亡命シタル義士ノ灵魂合祀ノ神殿ヲ教会本院内工建築スルモノトス」とあることがすぐに想起される。

この内まず後者について言えば、前稿で触れた奥野陣七の来歴によってその拠つて来る所が知られる。つまり奥野陣七は文久三年のいわゆる天誅組の変に関与しており、その後の幕末の動乱にあつては勤王方の「下役」として生命の危機にすらさらされていたのであった。⁽⁶⁾ また、前者の「一大公園」なり「大公園」については、すでに高木博志著『近代天皇制と古都』（二〇〇六年七月、岩波書店）の「第一部第一章近代における神話的古代の創造―畝傍山・神武陵・檜原神宮、三位一体の神武『聖蹟』―」でその後の展開の見通しが述べられている。

さらに言えば、「教会所」や「一大公園」にせよ、また「歴代天皇陵遙拝所」や「神殿」に

せよ、それらが「御陵参拝者」を目当てにしたものであることに何よりも注意が向けられなければならない。「御陵参拝者」の誘引をどのようにして成功させるか。そのための方策として、ここでみた幾つかの計画が奥野陣七によって練られていたのである。

いずれにしても「大日記」にあつては、明治十五年には「山師」と漠然と括られていたものが、明治二十二年になると「報国社」「畝傍檀原教会」、また「奥野陣七」といった固有名詞によつてはつきりと記されるに至つたのである。

三、『檀原神宮史』

『檀原神宮史』卷一・卷二（檀原神宮廳、神武天皇紀元二千六百四十一年辛酉昭和五十六年九月・十二月）は「檀原神宮創宮志（上・下）」として、明治十一年から昭和十七年に至るまでの檀原神宮に関わる史料を年代順に収録する。そこには報国社や畝傍檀原教会、また奥野陣七をめぐる史料も多くみられる。その中から、ここでは畝傍檀原教会による「会員募集」とそれが抱える問題を端的に示す史料を一点取り上げることにした。史料Ⅴは、畝火教会長の新海梅麿が、檀原神宮と畝傍檀原教会との関係について檀原神宮に照会したものである。

史料V 明治二十四年二月二十六日「畝傍檀原教会による会員募集の件」

畝傍檀原教会ニヨル会員募集ノ件

明治二十四年二月二十六日 昨二十五日畝火教会長新海梅磨氏ヨリ照会左ノ如シ

近頃畝傍檀原教会ト称スルモノ本県始メ各府県へ派出シ会員募集ト称シ鑑札様ノモノ、外
数品ヲ授ケ本会員トナリ鑑札ヲ携提シ檀原神宮ニ参拝スル時ハ特ニ神宮内陣参入ヲ許スヲ
口実トナシ金員ヲ募集スル儀不尠相見エ候 然ルニ御当宮創設ニ際シ会名畝傍檀原ト称ス
ル哉御当宮ヨリ特ニ御委托等有之御結収ノ講社ニモ御座候哉否相惑敷候間御照会申進候条
至急何分御回答相煩度候也

右之通り照会ニ付左ノ回答ス

明治廿四年二月廿四日附ヲ以テ畝傍檀原教会ト称スルモノ本県下始メ各府県へ派出シ会員
募集ト称シ鑑札携提シ檀原神宮ニ参拝スル時ハ特ニ神宮内陣入りヲ許スヲ口実トナシ金円
ヲ募集スル儀不尠趣將タ当神宮創設ニ際シ会名畝傍檀原ト称スル哉当神宮ヨリ特ニ委託等
有之結収ノ講社ニモ候哉之旨御照会 然ルニ当神宮御創設ニ付畝傍檀原教会へ何等ノ委託
セシコト無之 該会員トナリ鑑札携提スト雖モ当神宮内陣入り許サザルハ勿論自然当宮ニ
言ヲ寄七金円ヲ募集スル儀有之候ハ、其モノ住所姓名直チニ御通報相成度 畝傍檀原教会
所ト当神宮トハ関係無之候間此段及御回答候也

明治廿四年二月廿六日

畝傍教会長 新海梅麿殿⁽⁷⁾

この畝火教会長新海梅麿による畝傍檀原教会の「会員募集」についての「照会」の内容は、畝傍檀原教会は自らの会員となれば檀原神宮の「内陣参入」が特別に許されるとして金銭を集めている例が少なからず確認されるが、これは、檀原神宮から畝傍檀原教会に対して特に「委託」があることによるものなのか、あるいは畝傍檀原教会が檀原神宮の傘下の「講社」であることによるものなのか、ということである。考えてもみれば、奥野陣七による畝傍檀原教会にしても新海梅麿による畝火教会にしても、ともに同じく大成教に属する教派神道の一教会であるが、むしろそうであるからこそ、殊に「会員募集」という点からすれば互いに競争相手に他ならないのである。右の新海梅麿の「照会」をよりわかり易く言い換えれば、檀原神宮がなぜ畝傍檀原教会だけを優遇するのか、ということである。そうであれば、右の新海梅麿の檀原神宮への「照会」には、新海梅麿の側にこそ充分に理があつたといえるのである。従つて、檀原神宮からの新海梅麿への「回答」が「関係無之」という極めて直截なものになつたのは当然である。

四、奈良県庁文書『奈良県行政文書講社教会所』

本章でみるのは、奈良県庁文書に含まれる『奈良県行政文書講社教会所』⁽⁸⁾に収められた「御答書」とそれに付属する「別紙第一号書」である。これは左に**史料Ⅵ**として引くものであるが、畝傍檀原教会による「会員募集」はどのようになされたのか、また、そこにはどのような問題があると認識されていたのかを如実に示す極めて貴重な史料である。

まず、**史料Ⅵ**について説明する。「畝傍檀原教会担任教師兼監査主務権大講義奥野陣七」が「神道大成教管長正七位磯部最信殿」に宛てた明治二十四年九月二十三日「尋問ニ対シ御答書」に、「結社係り権訓導増山三治郎」⁽⁹⁾が奈良県大和国式上郡上之鄉村役場を「会員募集」に訪問した際の事情を奥野陣七に説明のするための文書が添付されたが、これが**史料Ⅵ**前段の「御答書」である。**史料Ⅵ**後段の「別紙第一号書」はその付属書類である。

史料Ⅵ 明治二十四年九月十八日「上之鄉村役場へ出頭につき御答書」（畝傍檀原教会本院派遣教師権訓導増山三次郎↓畝傍檀原教会本院）

御答書

畝傍檀原教会本院派遣教師

右者本年一月卅一日當国式上郡上之鄉村役場其他大字区長へ會員募集之義依頼之為該役場へ出頭致シタル義御尋ニ相成答辨スルノ左ノ如シ

第一條 自分義兼テ奈良縣下各町村會員結集之義ヲ命セラレ候ニ付本年一月卅一日右役場へ出頭致シ村長谷口庄次郎氏ヲ始メ吏員中へ本會規約會則等奉呈シ各大字区長へ其真偽ヲ知ラシメン為メ証明書相願ヒ候處別紙第一号書之通り該役場ヨリ証明申受ケ右村長谷口庄次郎氏ヲ始メ吏員三名へモ規約會則ニヨリ入會之義依頼致シタル處各員承諾之上本會々員名簿へ右役場書記谷岡丑松氏ノ自筆ニテ記載シ夫々証印ヲ致サレタル義ニ付右ハ谷口氏ハ尤モ本會幹事ニモ加盟有之程ニ付規約會則熟讀ノ上入會致シ呉ラレタル義ニテ自分ニ於テハ不正ノ所業一切致サ、ルナリ

第二條 本會ハ規約及ヒ會則ニ明記ノ如ク入會員ハ神武天皇御陵并ニ橿原神宮へ参拜之節ハ入會鑑札携帯之人ハ本會へ御立寄之節ハ懇篤ニ案内致スヘク旨申シタルモ素ヨリ本會ハ大成教直轄ナルハ言ヲ待タス橿原神宮附属杯ト申シタルノ毛頭無御座候

第三條 特別會員ノ鑑札及門票等ハ該役場員ニ限ラス一般有志入會員ニハ本會規約第九條但シ書ニヨリ相渡シタルモノニシテ鑑札ノ外數品相與ヘタルハ本會發起人奥野陣七ガ版權免許ヲ得テ出版スル歴代ノ卷ヲ無料ニテ授與致シタル次第ニシテ不正ノ金錢ハ一切申受ケテ

ル丁無之候

第四条 特別會員へ加盟ノ會員ヨリ金貳拾錢領収致シタルハ一年一ヶ度ノ會費金ニシテ其返報トシテ第三条ノ如ク版權免許ヲ得テ出版スル図書ヲ無料ニテ進呈致シ置候

第五條 前頭之通り入會有志員ニハ規約會則各々一部ツ、相與熟讀ノ上入會致シ呉レラレタル義ニテ自分ニ於テハ檜原神宮附属杯トハ決シテ申サス既ニ畝火教會ノ如キ 神武天皇ノ御初穂杯ト唱へ神武天皇大麻二等シキ神札ヲ携へ年來不正之金錢ヲ相集居リタル処既ニ昨明治廿三年中奈良縣廳ヨリ御差止メニ相成タルモ尚本年ニ至リテモ神札ヲ持チ各村大字区长杯へ參り會員外へ初穂等ノ取斗ヲ申受ク丁ノ証據充分ニ有之事ニテ本年七月廿七日 神武天皇畝火教會本部員事務係權少講義藤本松太郎トアル名刺ヲ以テ當国十市郡大福村大字西ノ宮区长村島四郎平方へ年々神武天皇ノ初穂ニ參り何分ノ取斗ヲ申受ケ度旨申出金拾錢ノ取斗ヲ受ケ畝火教會ヨリノ領収書ヲ相渡有之尚十市郡耳成村大字新賀吉田伊三郎方へ參り前同様大麻ヲ預ケ初穂ノ取斗ヲ頼ミ今ニ神札及米錢取纏メ該家ニ預り有之趣右吉田伊三郎氏ヨリ申シ居り其他各地方ニ右様不正ノ事多分有之二付自然御取調へニ相成候節ハ充分証據物取纏メ上申候間此段答辨書差上候也

前條之通相違無之候段御答上候也

右

明治廿四年

九月十八日

畝傍檀原教會本院

御中

教師 增山三次郎

印

〔別紙第一号書〕

別冊規約書ヲ以テ入會方當場へ出願候ニ付テハ増山氏名ノ携帶書類ヲ檢閲候處全ク正実ナル畝傍檀原教會所ノ派出員ニ相違無之様相信候間諸君精々御入會相成度候段申添候也

明治廿四年

朧月三十日

式上郡上之鄉村役場

印

(墨書)

各大字組長御中

大字萱森

萩原五平殿

大字中谷

廣田法三郎殿

畝傍檜原教会による「会員募集」

大字白木

大字芹井

大字小夫嵩方

大字三谷

大字瀧倉

大字小夫

大字修理枝

大字笠

中尾甚四郎殿

篠前庄作殿

永井七郎平殿

福岡定治郎殿

井上清治殿

小林平七殿

西岡佐七殿

南清八郎殿

大字和田

八八

豊森吉十郎殿

各区長中

「御答書」で増山三次郎が述べていることの要旨は次の通りである。

・直接各戸を訪問して「会員募集」をする前に、村役場に出頭して村長以下吏員に「規約」「会則」等を奉呈し、大字区長に見せるための「証明書」を申し受け、吏員三名も入会を承諾した。書記の谷岡丑松氏は幹事にも加盟した。「規約」「会則」を熟読の上の入会であり不正の所業は一切ない。

・入会員には、神武天皇陵や橿原神宮へ参拝の節には「鑑札」を携帯して本会に立ち寄れば懇篤に案内するとは言ったが、大成教の直轄であることは言うまでもないので、橿原神宮附属などと言ったことは毛頭ない。

・特別会員の「鑑札」や「門標」等は役場の吏員に限らず一般の「有志入会員」には「規約」第九条の但し書きによって渡したものであり、「鑑札」の他数品を与えたのは本会発起人奥野陣七が出版した歴代の巻を無料で授与したものである。不正の金銭は一切受け取っていない。

・特別会員へ加盟した会員から二十銭領収したのは年一度の「会費金」で、その返報として図書¹を無料で進呈したものである。

・右の通り入会有志員には「規約」「会則」を与えて熟読の上入会したので、自分は檀原神宮附属とは決して言わない。畝火教会は神武天皇の「御初穂」と唱えて神武天皇大麻と等しい「神札」を携えて不正の金銭を集めている。昨明治二十三年に奈良県庁から差し止めになったが、今年になっても「神札」を持って各村大字区長等へ行き会員外に「初穂」の取り計らいを受けたことの証拠は充分ある。

ここで注目しなければならないのは、「会員募集」の手順として、まず役場に出向いて自らの身分を証明するための書類を受け取り、その際吏員にも入会を勧めて成功していることである。その書類というのが、まさに史料Ⅵの後段（別紙第一号書類）であり、これを持参して各大字に入って「会員募集」をしたのである。このような手順が他の教会等による「会員募集」でも用いられたのかどうかはいま詳らかにし得ないが、役場からの書類も持参するとなると、畝傍檀原教会との名称とも相俟って、檀原神宮と畝傍檀原教会との関係が畝傍檀原教会の側にとって都合の良いように誤解されるだけの条件は整えられていたと考えざるを得ないであろう。そうであればこそ、増山三次郎は「檀原神宮附属杯ト申シタル」毛頭無御座候」「檀原神宮附属杯トハ決シテ申サス」と繰り返し主張しなければならなかったのである。

なお奈良県庁文書には、『奈良県行政文書講社教会所』に限らず多くの畝傍檀原教会に関する文書が収められている。今後、関連史料の研究を進めたい。

五、「会員募集」の足跡

これまでみてきたように、畝傍檀原教会は各地を訪問しての会員の勧誘を活動の重要な柱としていた。その成否は、畝傍檀原教会にとって浮沈にかかわる重大事であった。

以下にみるのは、資料館・図書館等に所蔵され、あるいは著者が入手するに至った畝傍檀原教会による「会員募集」の足跡である。以下に紹介する例と同様の史料は、今後さらに確認される可能性は高いであろう。

さて、その足跡をたどるための史料はどのようなものであろうか。それは、「門標」「印鑑」、あるいは領収書の類である。もちろんすでにみたように、畝傍檀原教会にあっては会員はさまざまな刷物・書籍の類を教会から呈與される。そうであれば、これら刷物・書籍の類も畝傍檀原教会による「会員募集」の足跡をたどるための史料として貴重であるには違いない。しかしこれら刷物・書籍の類は、ともすると博物館や資料館・史料館等に諸家文書等に含まれて保存・利用されるよりは、図書館等で図書等として保存・利用される場合の方が多いである

うと思われる。その場合、どうしても刷物・書籍の類のたどってきた履歴が失われることも多いと思われる。ここでは、畝傍檣原教会の「会員募集」の足跡をみるのに際して、敢えて「門標」「印鑑」、あるいは領収書の類に注目することにした。それに、「門標」「印鑑」、あるいは領収書の類は一括して保存され、住所・氏名や年月日が記されていることが多い。これらが畝傍檣原教会による「会員募集」の足跡を今日に伝える史料として極めて高い価値を有する。ことに、異論の余地はないであろう。

奈良県

奈良県立図書館情報館の大和国葛上郡名柄村中野家文書には「畝傍檣原教会特別員証他四点」（請求記号、50／18／27、資料ID557002290）として、「特別員」／畝傍檣原教会／「印」とある「門標」二点、表面に「畝傍檣原教会本院／印」とあり、裏面にそれぞれ「第三六〇〇」號／『葛上郡吐田郷村大字東名柄』／特別員『中野利三郎君』／明治「廿四」年「四」月入會「第『三六〇一』號」／『葛上郡吐田郷村大字東名柄』／特別員『中野利右衛門君』／明治「廿四」年「四」月入會」と記された「畝傍檣原教会印鑑」二点、そして、「畝傍檣原教会本院／教師兼督事／少講義永野鶴吉」との印が捺された名刺一点がある。また同文書には「少教正奥野陣七編輯畝傍山東北御陵并二檣原神宮真景」（明治二十四年六月六日版權所有、明治二十七年五月十一日再版發行）（請求記号50／18／92、資料ID557002328）がある。

兵庫縣

著者は、「特別員」「畝傍檀原教会本院印」との印が捺された「門標」一点(図1)、表面に「畝傍檀原教会本院印」との印が捺され、裏面に「第『二五三五』號／『兵庫』縣『丹波』國『多紀』郡『南河内』村大字『川北村』第『四拾五番屋敷』／特別會員『山本誠』／年齢『式拾六』年 月生／明治『廿四』年『十二』月『廿八』日入會」と記された「印鑑」一点を所蔵する。

檀原神宮関係文書

天理大学附属天理図書館檀原神宮関係文書には「畝傍檀原教会証書」(請求記号一六一一一二近二九一一)として、明治二十七年八月二十九日付で上田彦治郎宛の「特別會員」としての「五ヶ年度分」の会費二十銭の領収証一点、「特別會員」と記された「門標」一点、「畝傍檀原教会本院印」との印が捺された「印鑑」一点がある⁽¹⁰⁾。

岐阜県

岐阜県歴史資料館阿子田家文書には「會員仮待遇券(原本) 奈良県檀原神宮境外畝傍檀原教会本院第二分教会事務所」(文書番号阿子田家B30―(2)―31)として、表面に「會員仮待遇券」／右ハ本會創立ノ主意御賛成被成下表面之會員ニ御加盟之上本院ヨリ通知之通一時御納金被成下難有奉厚謝候就テハ本會之理由書ニ述ル如ク漸次其事業ヲ執行シ當集金之内ヲ以テ 皇靈ニ對シ奉リ崇敬之爲メ例年四月二日三日兩日檀原神宮境内外ニ於テ競馬會及煙火大會ヲ執行シ又



図1 畝傍橿原教会「門票」(16.5cm × 8.5cm)
著者所蔵
(兵庫県丹波国紀郡南河村大字川北村山本誠)
(明治24年12月28日入会)

向後例年春秋兩度能樂等ヲ奉納ス其當日ハ勿論平素ト雖ヒ檀原神宮及 神武天皇御陵ニ參拜之節此票鑑ヲ以テ參院有之ハ其會員ノ區別ニ因リ懇篤ニ待遇可致候様本院ニ通知候間票鑑ヲ呈シ置候也／奈良縣檀原神宮境外畝傍檀原教會本院／紀元二千五百五十年 第二分教會事務所」と印刷され、裏面に「『第九〇九八號』／『岐阜』縣『三ノ』^(美濃)国『揖斐』郡『本郷』村／『通常阿子田積』殿／畝傍檀原教會々員タルヲ證ス／明治『三十一』年『四』月『廿七』日」と記されたもの一点がある。これらは「明治卅一年四月廿七日／畝傍檀原教會々員証入／但其他書類入」と記された包に納められている。

なお、同文書「歳分日誌」（文書番号阿子田家B10―(6)―13）明治三十一年四月二十七日条には史料Ⅶの通りの記載がある。

史料Ⅶ 明治三十一年四月二十七日「歳分日誌」**「畝傍檀原教會結社掛來訪」**

全廿七日曇気（略）

天皇御歴代御陵遙拜所建設

大和国畝傍檀原神宮會員結社掛式名來ル

正午十二時過帰ス

今度大和国檀原神宮境外二天皇御歴代御陵遙拜所新築ノよし右ニ付有志寄付金ニ応シ

區別ヲ定メ特別会員ハ金十円以上賛助会員ハ金三円以上通常会員ハ金一円以上ノよし依頼として右式名来り

通常会員ニ入社シ寄附金即納ノ規則ニ随ひ『（朱書）金壹円相渡』右ノ受取証外ニ会員券御供物哥ノ判すり一枚貰ひ申候

ここに、阿子田家への「大和国畝傍檀原神宮会員結社掛式名」の来訪と「通常会員」への「入社」について記されているのは貴重である。もちろんここに「畝傍檀原神宮、会員結社掛」（傍点引用者）とあるのは不正確である。

なお**史料Ⅶ**の末尾には、「寄附金即納ノ規則」によつて金二円を「相渡」し、それによつて「受取証」の他に「会員券」「御供物」「哥ノ判すり一枚」を「貰」つたと記されている。これについては**史料Ⅰ**でみた「規約」「会則」にはその根拠がみられない。あるいは「規則」「会則」の他に、細則等として根拠となる条文があつたのか、それともこれこそが「会員募集」の実態であつたのかは不明としか言いがたい。そもそも**史料Ⅵ**に立ち戻つて見直しても、その「第三条」「第四条」は、「図書」の「無料」での「授與」「進呈」について繰り返して説明するとともに、「不正ノ金銭」を「一切」受取つていないことを強調しているのである。いずれにしても「会員募集」に当つては、現場の裁量に委ねられた部分も多く、従つて後にその内実を問わ

れる場合もあつたであろうことが察せられる。

山梨県

国文学研究資料館の甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書には「畝傍檀原教会本院関係書類」(請求番号35S/01284)として、明治三十四年六月十九日付の金二円、現金取扱人長井秀三郎によって発行された畝傍檀原教会本院の「井尻源三殿」宛の「会費金假領収証」一点⁽¹⁾、明治三十四年七月五日付「井尻源三殿」宛の「通常会員」としての「満年度」分の会費二円の領収証一点と、表面に「永世待遇券／右ハ本會『長井秀三郎』ヲ以テ御依頼申上候處創立ノ主意ヲ御賛成被成下候段難有奉謝候就テハ本會主意書ニ述ル如ク漸次其事業ヲ執行シ尚 皇靈ニ對シ奉り例年四月二日三日兩日祭典ニハ檀原神宮境外ニ於テ煙火大會武術會等ヲ執行候ニ付當日ハ勿論平素ト雖モ參拜ノ節參院セラル、ニ於テハ會員ノ區別ニ因リ懇篤ニ待遇可致候爲其永世待遇券ヲ呈シ置候也／明治『卅四』年『七』月『五』日／奈良縣檀原神宮境外／畝傍檀原教會本院」と印刷され、裏面に「第『三三五〇』號／通常會員章／『井尻源三』殿」とある「永世待遇券」一点の計二点が、表面に「井尻源三殿／會員章在」と記され、裏面に「奈良縣檀原神宮境外／畝傍檀原教會本院／明治卅『四』年『七』月『五』日」との印がある袋に納められており、さらに、「畝傍山東北御陵／并ニ檀原神宮／真景／畝傍檀原教會本院／權大教正奥野陣七

「謹誌」との袋に納められた「畝傍山東北御陵／并二橿原神宮／真景／奈良縣橿原神宮境外／發行者／畝傍橿原教會本院／編輯印刷兼發行代表者／權大教正奥野陣七謹誌」「明治廿四年四月十一日發行全年六月六日版權免許全卅三年十二月五日再版」⁽¹²⁾一点、畝傍橿原教会による「伊勢神宮／官國幣社／遙拝之卷全」(袋とも)一点、やはり畝傍橿原教会による「皇祖天神／歴代皇靈／遙拝之卷全」(袋とも)一点、明治十年二月十一日「今上皇帝神武天皇御陵御參幸之節奉奏之御祝詞」(「畝傍橿原教會本院發行之章」の捺印あり)一点、「畝傍橿原教會本院／大講義長井秀三郎」との名刺一点がある。

以上、管見の限りの各家文書等にみえる畝傍橿原教会による「会員募集」の足跡を示す史料についてみた。先には、畝傍橿原教会による刷物・書籍の類のみでは、必ずしもそのような足跡を示す史料として位置付けることはできない旨述べたが、右にみた幾つかの例のように、「領収証」「仮待遇券」等と一緒に刷物・書籍の類が保存されている場合には、刷物・書籍の類はむしろより強力に畝傍橿原教会による「会員募集」の足跡を示すことになるのであると思われる。

六、阪正臣の訪問

九八

ここでは、畝傍檀原教会への阪正臣（樅屋）の訪問について取り上げることにした。もっとも、畝傍檀原教会というよりは奥野陣七への訪問であって、会員が畝傍檀原教会を訪れたというのではない。奥野陣七の名を聞き及ぶに至って、神武天皇陵をはじめとする名所・旧跡等の案内を乞うて畝傍檀原教会を訪れたのである。つまり、この阪正臣の畝傍檀原教会への訪問は、本来本稿で注目している畝傍檀原教会による「会員募集」とは直接の関係はない。とは言いながら、ここにみようとしている阪正臣の訪問からは、「会員募集」の実態からみえる畝傍檀原教会の姿とはまた異った一面を窺うことができる。また左に引く史料Ⅷは、当代一流の知識人と奥野陣七との出会いについてのまさに直接の記録である。早速史料に接することにした。

阪正臣の訪問については、『樅屋全集巻五』（昭和七年八月）にみることができる。『樅屋全集』は、歌人として知られ宮内省御歌所の寄人・主事をつとめた阪正臣の著作をその子息の阪匡身が刊行したものである。その「第五」の「帰京と吉野山詣で」に奥野陣七がみえる。

その「帰京と吉野山詣で」は、正臣が明治三十六年四月三日に新橋を発ち、同年四月二十二日に新橋に向けて京都を発つまでの旅中を記した紀行文である。この間阪正臣は、四月十四日

に「三輪神社」（大神神社、奈良県桜井市三輪）から久米寺（奈良県檀原市久米町）を経て檀原神宮に至った。左に史料Ⅷとして引く通りである。

史料Ⅷ 明治三十六年四月十四日阪正臣「帰郷と吉野詣で」

去りて久米寺にいたり、檀原神宮の前なる奥野陣七といふ翁をとふ、不在なりしかば、となりの茶店にてひるげたぶ。さてまねけはゆくに、舍人親王の御墓とおほしきよりいでたる瓦なりとて、いとかたき煉瓦やうのものを見す。又生駒郡生駒村大字大平尾より出たる岩壺といふものと、いそのかみふるの瀧にある烏帽子石といふとをあたへらる、その外御陵墓参拝一覧、神武天皇御一代記などくさくさおくらる。且案内して神武の御陵、綏靖の御陵、安寧、懿徳の御陵など、つぎく拝ませらる。綏靖の御陵は神武のよりすこし東北の平なる地にあり、三代四代の御陵はうねび山の西南なり。かくて鳥屋といふ所をすぐ、こゝは古の鳥坂なりとぞ。宣化天皇、同皇后の御陵を拝し、源氏山又墓山といふを右に見て、蜜柑の木ども生ひたるあたりをわけくしてある岡にのぼる。道もなき所を木の根にすがりてのぼるに、大きな石あり、正面よりは六尺ばかり、うしろよりは一丈にあまるべし、上の平なる所は長さ三丈幅一間ばかりにて角なるくぼみ二つあり、大きき三尺四方ばかり、こゝにむしろしきで、奥野翁かねて子どもにいひつけて酒肴をはこばせたり。この石の上にあてのみくふ。こ

の石ぞ弘法大師のか、れし益田の池の碑の臺なりける。をしきかな、碑をば高取城をきづく時、名碑をもていしがきにすれば城崩れずといふ妄言を信じ、くだきてもてゆきたりとか、あはれ今あらましかば、いかにめでたきものならんをと、涙もおちにけり。あまりに時うつれば、なごりはつきねど、車はしらせて、畝傍停車場へむかふ。久米川をわたり、又明日香川をわたる、奥野翁車夫の苦むを叱して見送らる、いたはしきこ、ちす。車の出るまでまどさしのぞきてものかたらる。¹⁴⁾

「畝傍停車場」で奥野陣七と別れた阪正臣は、梅田に着いた後、玉江町の山田正賢のもとに午後九時頃に着き、山田と西田豊にもてなされた。

右の引用はいかにも奥野陣七の姿を髣髴とさせるが、その要点は以下の通りである。

・奥野陣七に「舍人親王の御墓とおぼしき」から出た「瓦」でとても堅い「煉瓦」様のものを
見せられた。

・また、「生駒郡生駒村大字大平尾」から出た「岩壺」と、「いそのかみふる瀧」にある「烏帽子石」を貰った。

・その他にも、「御陵墓参拝一覧」「神武天皇御一代記」等いろいろ贈られた。

・神武・綏靖・安寧・懿徳天皇陵等を拝んだ。綏靖天皇陵は神武天皇陵より少し東北の平地に

ある。第三代安寧天皇陵・第四代懿徳天皇陵は畝傍山の西南である。

・こうして鳥屋を過ぎたがここは古の鳥坂という。宣化天皇陵・同皇后陵¹⁵⁾を拜み、「源氏山」「墓山」を右に見て蜜柑の木が生える辺りを分け入つてある岡に登った。

・道もない所を木の根に縋つて登ると大きな石があった。正面からは六尺計り後からは一丈余りである。上の平な所は長さ三丈幅一間計りで角の窪みは二つで三尺四方である。ここに庭を敷き予め奥野翁が子どもに言いつけてあつた酒肴を運ばせ石の上で飲食をした。

・この石こそ弘法大師の「益田の池の碑」の台である。惜しくも碑を高取城を築く時に名碑を石垣にすれば城が崩れないとの妄言を信じ砕いて持つていったというが、今あればどんなにか立派だったものをと涙も落ちた。

・とても時間がたったので、名残は尽きなかったが車を走らせ畝傍停車場へ向かった。久米川・明日香川を渡った。奥野翁は車夫が苦しむのを叱つて見送ってくれ、労しく思った。電車の出発まで窓を覗いて話をしてくれた。

ここに奥野陣七は、檀原神宮の前にあつて天皇陵や史跡等に詳しく、自ら著した刷物・書籍等を配布するとともに快く現地を案内し、さらには酒肴をも共にする存在として描かれている。もつとも、奥野陣七による阪正臣への厚遇が、他の訪問者にも、あるいは畝傍檀原教会の会員にもなされた訳でもないかも知れない。阪正臣は当時宮中の御歌所寄人であるとともに従

六位である。⁽¹⁶⁾奥野陣七としてもそれなりの対応をしたということなのであろう。それにしても、直接奥野陣七とともに天皇陵や史跡を巡った人物の記録として、阪正臣による「帰郷と吉野詣で」のこの記述は掛け替えがない。

おわりに

本稿は、前稿に続く著者による畝傍檀原教会また奥野陣七に関する著述である。「会員募集」に焦点を当てて、「規約」「会則」にみられる枠組みと募集の実態の双方から畝傍檀原教会に迫ろうとしたのが主眼である。なお畝傍檀原教会なりその主宰者の奥野陣七、またその前身である報国社についての研究を継続して、国家神道の中核と位置付けられた神武天皇陵や檀原神宮と、教派神道大成教の一教会としての畝傍檀原教会やその主宰者である奥野陣七との間に生じた協力関係もしくは軋轢についての研究を進めることの必要性を痛感した。

このことについて敢えて一言付け加えるなら、神武天皇陵のみならず天皇陵というものは、決して所与の前提としてそこに在り続けてきたものではなく、それぞれの時代にあつて新たに造り出されてきたものだということである。このことは、天皇陵という概念があくまでも皇室制度の中に位置付けられるべきものであるという極く当然のことに眼が向けられさえすれば、

極めて容易に首肯できる筋合いのものである。つまり、皇室制度は各時代にあつてそれなりの変遷を遂げ続けてきたものであつて、決して長いその歴史にわたつて不変であつたのではない。天皇陵もまた同じことである。

このことを念頭に置きつつ、神武天皇陵をめぐる問題に話を戻せば、本稿でみた畝傍橿原教会は、教派神道大成教の一教会として、神武天皇陵を造り上げてきた人びとによつて組織されてきた結社ととらえることができるということなのである。そうすれば、畝傍橿原教会がどのように「会員募集」を行なつて教勢を拡大していったかということは、同時に、神武天皇陵に對する一般の人びとの崇敬なり信仰なりがどのようにして形成されてきたものであつたかということと大いに密接な関係性があるのである。

よく知られているように、明治二十三年四月二日には神武天皇とその皇后媛踏躰五十鈴姫命を祭神とする橿原神宮が明治天皇により創建される。その橿原神宮は当然国家神道の側に存する。国家神道の側に属する神武天皇陵・橿原神宮と、教派神道の側に属する畝傍橿原教会等が三角形を成していたというのがこの間の事情の一応の図式である。しかしこれ程危うい三角形も稀であろう。著者によつていざれ著される論文では、その教派神道の側の畝傍橿原教会の衰退等について述べることになるであろう。

実は、そこに至るまでの研究を成り立たせるに足るだけの史料の可能性も、本稿執筆のため

の準備の過程で見出すことができた。今後、本稿で取り上げた諸種の史料をひとつの手掛かりとしつつ、さらに畝傍橿原教会についての史料の検索・読解・研究に勤しむことにしたい。

註

- (1) 例えば、拙著『天皇陵の誕生』（祥伝社新書、二〇一二年三月）でも「三章 幕末に成った神武天皇陵―『聖域』に群がる人びと―」で奥野陣七、また報国社・畝傍橿原教会について触れた。
- (2) 高瀬道常による「大日記」は、廣吉壽彦・谷山正道編『大和高瀬道常年代記上巻・下巻』（清文堂史料叢書卷一〇一・一〇二刊、一九九九年一月）として刊行されている。本稿は「大日記」について同書に拠る。
- (3) 『大和高瀬道常年代記上巻』四九八頁。
- (4) 『大和高瀬道常年代記下巻』五八六頁。
- (5) 『大和高瀬道常年代記下巻』九五四頁。
- (6) 前稿三十七～四〇頁。
- (7) 『橿原神宮史巻一』一八九頁。典拠は「『橿原神宮史稿』―社務日誌」。
- (8) 奈良県立図書館情報館所蔵奈良県庁文書。請求番号M20―36。
- (9) 「門標」「印鑑」については、「規約」第九条に規定されている。
- (10) 「規約」第九条に示された「印鑑」の雛型によれば、「印鑑」の裏面には住所・氏名が記入されている筈であるが、この天理大学附属天理図書館所蔵関係文書のマイクロフィルムには「印鑑」の裏面の画像を欠く。

(11) この「会費假領収証」には、畝傍檀原教会による新入会員からの会費納入の手順がよく示されていて興味深い。左はその文面である。

第 長井
秀三郎 號 會費金假領収証

一金『貳圓也』 現金取扱人 長井
秀三郎

右ハ本會創立ノ主意ニ御賛成ノ上會費金トシテ前記金円御納被下正ニ領収仕候就テハ現金取扱人ハ其時毎ニ現金相添ヘ報告有之筈ニ付該報告有之次第本院名簿ニ登記ノ上領収本証及永世待遇券ヲ郵書ヲ以テ奉呈仕候為其假領収証ヲ呈シ置候也

奈良縣檀原神宮境外

明治『卅四』年『六』月『十九』日

畝傍檀原教會本院

印

『井尻源三』殿

そうしてみると、この井尻源三の場合は、明治三十四年六月十九日に「会費金假領収証」が発行されているのであるから、同日に「畝傍檀原教会大講義長井秀三郎」の訪問を受けて通常会員として入会し、同年七月五日付の領収書が後日郵送されてきたことになる。

(12) この「真景」は、縦五十五センチメートル横七十七センチメートルに及ぶ大型のもので、報国社・畝傍檀原教会による「真景」として他に例のないものである。図柄は「畝傍山」「安寧陵」「吉田」「宣化陵」「懿徳陵」「池尻」「鳥屋」「深田池」「畝傍」「檀原神宮」「畝傍檀原教會本院」「畝傍檀原教會本

院用地」「久米」「久米寺」「石川」「孝元陵」「大久保」「天香具山」「敕使館」「神武天皇御陵」「耳成山」「綏靖陵」「八木」「今井」等を俯瞰して描くもので、上部には左に引く文章を記す。長文ではあるが、後段には奥野陣七なりの感慨が述べられておりその全文を引用する。

皇祖神武天皇御諱ハ神日本磐余日子火々出見尊ト申奉リ

天照皇天御神五世孫天津日高日子波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也御母ハ玉依姬命天皇其御徳ノ優リ玉ヲ以テ皇兄五瀬命稻飯命三毛野命ヲ越テ御年十五ニシテ立太子ト成リ給フ天皇御年四十五歳ノ御時即チ大歳甲寅年冬十月五日戎装整ヒケレハ天皇親ラ諸皇兄等及ヒ皇子群臣ヲ帥ヒテ高千穂ノ宮ヲ出給ヒ東ニ向ヒテ所々ノ國賊ヲ平ケ給フ亶茲ニ六年則チ庚申年春三月七日畝傍山東南ナル橿原ノ地ニ就キ有司ニ勅シテ始メテ宮殿ヲ造ラセ給フ同年秋九月廿四日大神大神大物主命ノ女媛蹈躡五十鈴姫命ヲ納レテ以テ皇后トナシ給ヒ其翌年辛酉春正月元日天皇橿原ノ宮ニ於テ即位シ給フ御宇七十六年丙子春三月十一日崩御座シマス御壽一百二十七明年丁丑秋九月十二日畝傍山ノ東北御陵ニ葬リ奉ル然ルニ中興御陵ノ祭典永ク絶ヘタルヲ孝明天皇ノ御宇文久三亥年春二月修理御着手同年十一月成功ス其後毎年三月十一日敕使参向アツテ典禮式ヲ行ハセ給フ其後明治五年太陽曆御發行ニ付祭日ヲ四月三日ト改正セラル同年二月十一日　今上皇帝御陵エ御参幸アラセラル同十三年春ニ至リ周圍四百三十八間ノ石柵ヲ新築アリ同十五年三月十五日ヨリ日々表御門開扉シテ御陵中門迄諸民ノ参拜ヲ許サセ給フ然ルニ尚御宮址ハ湮滅セシヲ遺憾ノ餘リ不肖輩七數種ノ圖書ヲ編輯出版シテ其事實ヲ記シ之ヲ有志ニ施シ以テ朝命ノ程ヲ相待候折柄幸甚ナル哉同廿二年春ニ至リ民地一萬八千八百坪余ヲ御買上ニ相成御料地トナシ給ヒテ以テ御宮址再興在セラレ同年秋禁中内侍所及神嘉殿ヲ同所ニ移シ給ヒ全廿三年三月皇祖神武天皇并皇后媛多々良五十鈴姫命二柱ノ神靈ヲ合祀シテ橿原神宮ト稱シ官幣大社ニ列セラル同年四月二日正四位石山基正卿ヲ敕使トシテ二柱ノ神靈ヲ宮殿ニ鎮祭シ玉ヲ實

ニ今上皇帝ノ御敬神アラサセラレ皇祖ノ神靈ヲ創業ノ靈地ニ祀ラセ玉ヒ廣ク天下ノ萬民ヲシテ親シク拝セシメ玉フ御叡慮ハ實ニ恐コキトモ有難キヲニナム

- (13) 「帰京と吉野山詣で」の文中には年を示す記述は特にみられないが、「ことしは大阪に博覧会あり、且神戸に観艦式行はるゝ、」(『樞屋全集巻五』一九八一頁)とあり、本文によっても同年四月十日に神戸沖での観艦式(大演習観艦式)を見、同月十五日には天王寺における「博覧会」(第五回内国勸業博覧会、明治三十六年三月一日～同年七月三十一日)を訪れている。従ってこれが明治三十六年の記述であることが知られる。

- (14) 『樞屋全集巻五』一九九八～九九頁。

- (15) 但し、宣化天皇皇后橘仲姫皇女は宣化天皇陵に合葬されている。

- (16) 『樞屋全集巻五』「阪正臣年譜」。

〔註記〕

本稿は、平成二十五・六年度成城大学特別研究助成「奥野陣七主宰報国社・畝傍橿原教会による刊行物の体系的研究」の成果の一部である。同研究の標題と本稿の標題が異なるのは、報国社・畝傍橿原教会の本質をその「会員募集」と考え、それを明らかにしようとしたことに拠る。